

令和元年6月17日現在

機関番号：32670

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03967

研究課題名（和文）高齢者と若者の世代間交流（多世代交流）を支援する制度政策のあり方に関する研究

研究課題名（英文）A Study of Public Policy regarding the Intergenerational Exchange between Old and Young Persons

研究代表者

増田 幸弘（Masuda, Yukihiko）

日本女子大学・人間社会学部・教授

研究者番号：40264171

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では地域社会における高齢者と若者の世代間交流を支援する制度政策のあり方について基礎的な考察を行った。本研究では次のことを明らかにした。世代間交流と世代統合を論じる視点、世代間交流と世代間連帯の補完関係、わが国における世代間交流の展開、世代間交流を支援する意義。これらを踏まえて、国および自治体における世代間交流の支援の方策について検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

わが国における世代間交流に関する研究は、これまで主にミクロな対人活動の場面に集中していた。本研究は、世代間関係の社会構造的次元に目を向けて、これまで未開拓となってきた視点で検討した世代間交流に関する先駆的な研究であるという学術的意義を有する。また、本研究の社会的意義は、世代間交流が社会連帯を基礎とする福祉国家の形成に資することを示すとともに、国および自治体における制度政策の今後のあり方を示したことにある。

研究成果の概要（英文）：This study aims to consider the public policy regarding the intergenerational exchange between old and young persons. In this study, we revealed the following four things: analytical perspectives of intergenerational exchange and generational integration, a complementary relationship between intergenerational exchange and intergenerational solidarity, the development of intergenerational exchange in Japan, and meanings of public support for intergenerational exchange. Based on these discussions, we considered support plans for intergenerational exchange at the central and local government levels in Japan.

研究分野：社会保障・社会福祉政策

キーワード：世代間交流 多世代交流 高齢者 若者

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

わが国では1990年代後半から、世代間交流に関する関心(社会的な関心および研究上の関心)が高まりを見せてきた。研究活動に関しては、2010年に日本世代間交流学会の設立を契機に、世代間交流を対象とした研究が一段と活発になってきた。世代間交流研究の学際性を反映して、研究方法は多様である。

ただし、その研究内容を見ると、保育・幼児教育・高齢者福祉・生涯学習等の分野が中心となっていた。このことは、世代間交流をめぐるそれまでの議論が、いわばミクロな対人活動の場面に集中しており、世代間関係の社会構造的次元に目を向けて検討するものはさほど多くないということの意味する。

しかし、これからの福祉社会のあり方を考えるときには、世代間の関係をどのようにとらえるかが重要な論点のひとつとなる。そこで本研究では、世代間交流を社会構造的な視点からとらえ、世代間交流を支援する制度政策のあり方を検討することとした。

2. 研究の目的

本研究の目的は、地域社会における高齢者と若者の世代間交流(多世代交流)を支援する制度政策のあり方について基礎的な考察を行うことにある。

3. 研究の方法

世代間交流をめぐる福祉課題の研究には多様なアプローチがあり得るところ、本研究では制度政策のあり方を考察する基礎的な研究であることに鑑み、国内外の各種文献・資料の分析と現地での聞き取り調査の方法を用いて研究を進めた。

4. 研究成果

本研究では、研究会・学会・ワークショップ等における議論を踏まえて、世代間交流を支援する制度政策のあり方に関する基礎的な考察を行った(なお、以下の記述は本報告書の後出「主な発表論文等」に掲げた論文・図書等に基づく)。

(1) 世代間交流および世代統合を論じる視点

世代間交流を論じる視点は、3つ考えられる。第1は、「世代間交流の目的は何か」という視点である。他の世代を「理解」し、世代の違いに「共感」し、その違いを受容すること(「寛容」)が目的であると考えられる。第2は、「なぜ世代間交流は必要なのか」という視点である。孤立、絆の薄さ、地域コミュニティの危機などが考えられるが、これからは世代間葛藤や世代間対立が世代間交流を必要とする理由になりつつある。第3は、「どのように世代間交流をすすめるのか」という視点である。世代間交流事業には、教育的要素とケア的要素がある。以上の3つの視点を統合して世代間交流が進められることが効果的であり、必要である。

世代統合を論じる視点は、第1に、「世代間交流の最終目標である『世代統合』とはどのようなことをいうのか」という視点である。第2に、「そのような『世代統合』された福祉国家において社会保障制度はどのようにあるべきなのか」という視点である。

世代統合のあるべき姿を想定しながら、世代間交流を進めていくことの重要性を確認した。

(2) 福祉国家と世代間交流の支援

福祉国家は世代間連帯の創出に失敗したのか、また、世代間連帯と世代間交流との間にいかなる関係を見いだせるか。これらの問いに関して、福祉国家と世代間交流との関係をめぐる原理的な論点としての社会連帯について考察した。

前者の問いについていえば、世代間連帯に失敗したとは断じえないものの、家族的互酬アナロジーによって世代間の扶養や連帯を正当化しようとするロジックには期待できそうにない。後者の問いについていえば、世代間連帯と世代間交流との間には補完関係を見いだすことができると考えられる。この補完関係は、世代間連帯を「世代」抜きの社会連帯へと純化させる契機をはらんでいる。世代間の人格的交流を通じて、従来の家族的互酬アナロジーとはまた異なった連帯の理由が発見・発明され、社会連帯の再定義へとつながっていくことが期待される。

(3) わが国における世代間交流の展開

1960年代からのアメリカでの実践を契機として、様々な国で世代間交流の実践が見られてきた。そこで、日本における世代間交流の展開を、「効果」に着目して整理した。とくに1980年代以降は、幼老複合施設において、子ども世代への教育的効果や高齢者世代への生きがい効果があるとして幼老統合ケアの実践が見られた。しかし、こうした実践はミクロレベルでの動きにすぎず、それを制度政策が支援するという視点は弱かったと思われる。

2000年に介護保険制度が施行されると介護予防効果に注目が集まり、高齢者世代に「役割」を与える活動が多く実施されるようになった。このことは、介護保険という制度政策の中に世代間交流が位置づけられ支援するようになったということもできるだろう。具体的には、小規模多機能型拠点での世代を超えた「支え合い」活動には高い期待がある。小規模多機能型拠点は、幼老統合ケア以上に様々な世代を対象とすることに特徴があり、制度政策もそれを進めている。しかし、空間的效果、財政的效果のみが追求されることも多く、それが真に世代間交流

を生み出すのかという点において課題がある。

また、福祉国家という視点とは別に、今日では地方創生のための世代間交流が制度政策として進められているのではないかと考えられる。地方創生における世代間交流とは、高齢化した過疎地域への壮年世代の移住、大学生などの若者世代による地域活動という形で現れる。これは、高齢者世代と若者世代、子育て世代、壮年世代との世代間交流と言えるもので、今日の世代間交流においては、地域活性化効果が目指されていることが示唆された。

(4) 世代間交流を支援する意義

上記(3)のように、わが国ではこれまで、世代間交流の活動に対して次のような効果が期待されてきた。

(a) 個人にもたらされる有益な効果(教育的効果、生きがい効果、介護予防効果等)

(b) 施設等にもたらされる有益な効果(空間的效果、財政的效果等)

(c) 地域社会にもたらされる有益な効果(空間的效果、財政的效果、地域活性化効果等)

高齢者と若者の世代間交流に関しては、近年、高齢者と若者の同居や近居を支援する事業が試みられている。この事業には、(血縁関係や扶養義務関係のない他人同士である)高齢者と若者との間に交流関係を創出することによって、若者の精神的な成長や地域の活性化を図るとともに、家族や地域社会における世代間の互助関係の希薄化から生じる孤独や孤立等の問題の解決に資する効果があるものと解することができる。

世代間交流を支援することの意義として、これらの様々な具体的な効果が期待されるということをおげることができる。

しかし、社会構造的な視点から見た場合、世代間交流を支援することには、これらの具体的な効果が期待されるということにとどまらない意義がある。すなわち、世代間交流の活動には、世代間の相互理解・共感・連帯意識の醸成を通じて、世代間の葛藤・対立・分断を回避し、社会連帯を基礎とする福祉国家の形成に資する効果があるものと考えられる(上記(2))。

そこで今後、世代間の意思疎通と相互理解を促す世代間交流の活動を、各地に広げていくことが望まれる。ただしこのことは、世代間交流活動の標準化や画一化を意味するものではない。また、これまで地域社会の中で行われてきた世代間交流の実践と両立し得ない関係にあることを意味するものでもない。

(5) 国による支援

世代間交流を支援する国の方策として、各種の研究機関と連携して世代間交流に関する基礎的な調査研究を行い、それに基づき情報提供や啓発活動を行うことが考えられる。

それとともに、自治体に対して世代間交流活動の推進を働きかけることが考えられる。「世代間交流は社会連帯を基礎とする福祉国家の形成に資する」という視点や、「世代間交流は地域の活性化を通じて地域づくりに資する」という視点から見ると、世代間の意思疎通と相互理解を促進する世代間交流の活動を、国のイニシアチブで全国に展開することは理に適っている。

ただし、世代間交流の活動は地域社会の個性が反映されるものであり、必ずしも一律の定型化になじむものではない。また、一定の質が確保されることを前提に、地域社会に根差した実践活動を行ってきた主体が創意工夫をこらして行うことが望ましい。

そこで例えば、社会福祉法 107 条に基づき策定される市町村地域福祉計画の策定ガイドラインの中に、世代間交流に関する事項を盛り込むことが考えられよう。

なお、世代間の葛藤が問題となっている韓国では、低出産・高齢社会基本法(2005年制定)に基づき5年ごとに策定される高齢者・高齢社会基本計画の第3次基本計画(2016年~)において、世代間の理解促進が推進戦略の項目としてあげられている。

(6) 自治体による支援

世代間交流を支援する自治体の方策として、世代間の意思疎通と相互理解を促す世代間交流の活動を地域づくりの諸施策の中に位置づけて他の施策との連携体制を構築することが考えられる。

また、その具体的な実施においては、(a) プロポーザルの審査結果に基づき私的主体(NPO、社会福祉法人、一般社団法人等)に事業を委託することや、(b) 一定の要件を満たす世代間交流の活動に助成・補助等を行うこと等が考えられる。

(a)の方法のメリットとして、プロポーザルの審査を経ることによって当該プロジェクトの質の確保が期待されるという点をあげることができる。ただし、このことは一面において、世代間交流の活動が標準化・画一化された内容のものとなる傾向を生じさせる可能性があることも意味する。

そこで、地域住民によって草の根レベルで実施されている多彩な活動を促進するために、(b)のように助成・補助の手法を用いて世代間交流の実践活動への支援を図ることも、あわせて検討する必要がある。

(7) エイジフレンドリーシティのグローバルネットワークへの参加

上記(6)の冒頭に示した自治体における体制構築については、WHO が提唱する都市・コミュニティの構想である「エイジフレンドリーシティ(Age Friendly Cities and Communities)。

以下「AFCC」と略)のグローバルネットワークに参加することにより、国内外における体制構築に関する情報交換を行うことができる(註1)。

WHOはAFCC構築のプロセスに関して、世代間関係・連帯・相互支援を促進するライフコースアプローチを掲げている。そのため各自治体は、AFCCのグローバルネットワークに参加することにより、世代間交流に関する体制構築のあり方の事例を相互に参照し合うことができる(この点に関して、AFCCのグローバルネットワークに参加している都市であるベルファスト市では、「尊厳と社会的包摂」のトピックの中に世代間の問題を位置づけるとともに、世代間交流の実践活動を行う民間組織と連携している)。

(註1)WHOが提唱するAFCCの政策枠組は8つのトピックスから成る(交通、住宅、社会参加、尊厳と社会的包摂、市民参加と雇用、コミュニケーションと情報、コミュニティサポートとヘルスサービス、外的空間と環境)。AFCCは都市・コミュニティ単位で自主的に申請・行動計画提出・実施運営・事後評価を行うものであり、それぞれの地域特性や実情に応じた内容で独自に行動計画を策定し、中央政府を介さずにWHOに提出する。

(8)実施主体となる組織

町内会や自治会等が行う単発のイベント等を含めると、世代間交流の活動は多様な主体によって実施されている。上記(4)で示した視点からは、次のような組織を実施主体として活用することが考えられる。(a)コミュニティオーガナイズーション活動の拠点となる組織(例えば韓国の総合社会福祉館等)(b)世代間交流の専門組織(例えば韓国の「家族世代統合研究所『ソロイウム』」や北アイルランドの「Linking Generations Northern Ireland(以下「LGNI」と略)」等)(註2)。

このうち(a)の組織は、一般的に、地域づくりや地域の課題解決のためのスタッフ(主にソーシャルワーカー)を有するとともに、当該地域における社会資源の動員に関するノウハウの蓄積があることが多い。

また(b)の組織は、ソロイウムとLGNIの聞き取りを行った限りでは、世代間交流にかかわる専門知識(社会福祉学、老年学、児童学、家族学等)を備えたスタッフ(研究者、ソーシャルワーカー)を有するとともに、世代間交流の実践に関するノウハウの蓄積があり、特定の地域を超えて組織横断的に活動を行っているという特徴が認められた。

これらの組織を実施主体としてどのように活用するのか。今後、AFCCにおける諸事例を参考に検討していきたい。

(註2)ソロイウムは協同組合基本法に基づく社会的協同組合である。また、LGNIはチャリティ法に基づく登録チャリティであるベス・ジョンソン財団(Beth Johnson Foundation)に所属する形をとっている。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計5件)

増田幸弘「世代間交流と世代統合 企画の趣旨」『社会福祉』59号、査読無、2019年、71-76頁。

坏洋一「福祉国家と世代間交流」『社会福祉』59号、査読無、2019年、77-83頁。

黒岩亮子「日本における世代間交流の展開」『社会福祉』59号、査読無、2019年、85-95頁。

神尾真知子「世代間交流及び世代統合を論じる視点」『社会福祉』59号、査読無、2019年、97-100頁。

黒岩亮子「川崎市における地域包括ケアシステム構築への模索 - 2015年度の地域での『学び』の実践から - 」『社会福祉』56号、査読無、2016年、49-62頁。

[学会発表](計1件)

増田幸弘「ソウル市およびソウル市近郊における世代間交流(多世代交流)の支援事業」第24回日本女子大学社会福祉学会、2017年7月1日(日本女子大学西生田キャンパス)

[図書](計2件)

黒岩亮子「『福祉コミュニティ』と地域福祉文化」和田清美編著『現代福祉コミュニティ論』学文社、2018年、188-206頁。

増田幸弘「高齢者の『同居人』や『お隣さん』となる若者たち 高齢者と若者の世代間交流」増田幸弘=三輪まどか=根岸忠編著『変わる福祉社会の論点』信山社、2018年、20-26頁。

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

国際研究集会の開催

ワークショップ「世代間交流と世代統合（Expert Workshop on Intergenerational Exchange and Intergenerational Integration）」2018年2月16日（日本女子大学目白キャンパス）。報告：坪洋一「福祉国家と世代間交流」、黒岩亮子「日本における世代間交流」、ジュ・ジヒュン「韓国における世代間交流と世代統合」、神尾真知子「コメント」。

招聘した研究者への依頼原稿

ジャン・ミナ=ジュ・ジヒュン=カン・ヘウォン（パク・スキョン訳）「韓国における世代統合、そして『ソロイウム（結び合い）』の挑戦」『社会福祉』59号、査読無、2019年、101-108頁。公開シンポジウムでの報告

日本女子大学総合研究所公開シンポジウム「日本女子大学地域連携センター（仮）の設立を考える」2017年7月15日（日本女子大学目白キャンパス）。報告：黒岩亮子「多世代をキーワードとした学生主体活動への支援体制の構築」、増田幸弘「黒岩報告へのコメント」。

市民講座の企画・実施

川崎市民アカデミー「超高齢社会を生きるヒント 様々な事例を通して考える」2016年10月18日～12月13日（川崎市生涯学習プラザ）。企画：黒岩亮子（全8回）。講義：黒岩亮子「超高齢社会の抱えている社会問題と社会福祉」（10月18日）、増田幸弘「『孫育て』の法と政策 世代間交流を育むために」（11月15日）、黒岩亮子「『大学生』とまちづくり 世代間交流による地域活性化」（11月29日）、黒岩亮子「超高齢社会を生きるヒント 「世代」という視点から」（12月13日）。

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：坪 洋一

ローマ字氏名：(AKUTSU, Youichi)

所属研究機関名：日本女子大学

部局名：人間社会学部

職名：准教授

研究者番号（8桁）：50331054

研究分担者氏名：黒岩 亮子

ローマ字氏名：(KUROIWA, Ryoko)

所属研究機関名：日本女子大学

部局名：人間社会学部

職名：准教授

研究者番号（8桁）：60350188

研究分担者氏名：村岡 真知子（神尾 真知子）

ローマ字氏名：(MURAOKA (KAMIO), Machiko)

所属研究機関名：日本大学
部局名：法学部
職名：教授
研究者番号（8桁）：80219881

(2)研究協力者
研究協力者氏名：
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。